

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会  
実施段階環境影響評価書案  
概要版  
(馬事公苑)

平成 28 年 9 月

東 京 都



## － 目 次 －

1. 東京 2020 大会の正式名称	1
2. 東京 2020 大会の目的	1
3. 東京 2020 大会の概要	2
4. 環境影響評価書案の概要	3
4.1 馬事公苑の概要	3
4.2 馬事公苑の計画の内容	4
4.3 馬事公苑の計画の策定に至った経過	26
4.4 環境影響評価の項目	27
4.5 環境及び社会経済に及ぼす影響の評価の結論	33



## 1. 東京 2020 大会の正式名称

第32回オリンピック競技大会（2020／東京）

東京 2020 パラリンピック競技大会

## 2. 東京 2020 大会の目的

### 2.1 大会ビジョン

東京2020大会の開催を担う公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「大会組織委員会」という。）は、2015年2月に国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会に提出した「東京2020大会開催基本計画」において以下の大会ビジョンを掲げている。

スポーツには、世界と未来を変える力がある。  
1964年の東京大会は日本を大きく変えた。2020年の東京大会は、「すべての人が自己ベストを目指し（全員が自己ベスト）」、「一人ひとりが互いを認め合い（多様性と調和）」、「そして、未来につなげよう（未来への継承）」を3つの基本コンセプトとし、史上最もイノベーティブで、世界にポジティブな改革をもたらす大会とする。

### 2.2 東京都長期ビジョン

東京都は、2014年12月に策定した「東京都長期ビジョン」において、世界一の都市・東京の実現に向けて、まず取り組むことは、「史上最高のオリンピック・パラリンピックの実現」であり、大会の成功だけでなく、大会開催を起爆剤として、都市基盤の充実など、更なる発展を遂げるとともに、ソフト・ハード両面でレガシーを次世代に継承し、都民生活の向上につなげるとしている。

また、大会終了後も、都民に夢や希望を与え、幸せを実感できる都市であり続けるために、「課題を解決し、将来にわたる東京の持続的発展の実現」にも取り組むとしている。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）実施段階環境アセスメント（以下「本アセスメント」という。）の実施に当たっては、適宜「東京都長期ビジョン」を参考し進めていく。

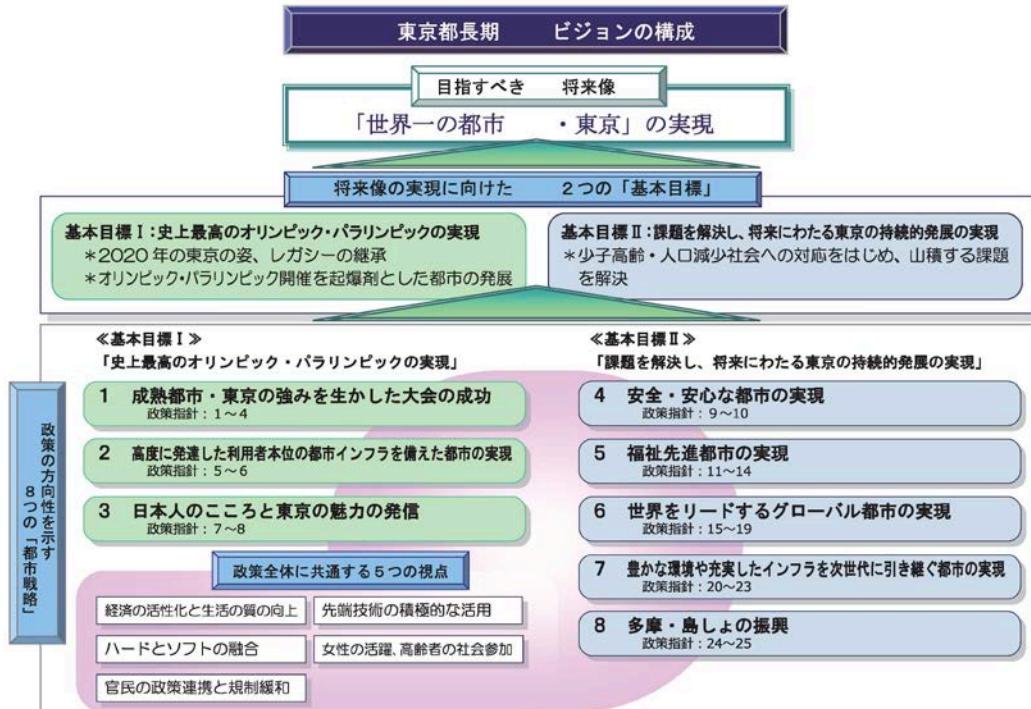


図 2.2-1 東京都長期ビジョンの構成

### 3. 東京 2020 大会の概要

#### 3.1 大会の概要

大会組織委員会は、東京2020大会において、オリンピック競技大会は7月24日の開会式に続いて、7月25日から8月9日までの16日間で開催し、閉会式は8月9日に予定している。また、パラリンピック競技大会は8月25日から9月6日までの開催を予定している。

実施競技数は、オリンピック33競技、パラリンピック22競技である。

#### 3.2 東京2020大会の環境配慮

大会組織委員会は、「東京2020大会開催基本計画(2015年2月策定)」の中で、東京2020大会は、単に2020年に東京で行われるスポーツの大会としてだけでなく、2020年以降も含め、日本や世界全体に対し、スポーツ以外も含めた様々な分野でポジティブなレガシーを残す大会として成功させなければならないとし、「東京2020アクション&レガシープラン2016(2016年7月策定)」において、街づくり・持続可能性に関する以下のレガシーとアクションを示した。

表 3.2-1 街づくりに関するレガシーとアクション

レガシー	アクション
「ユニバーサル社会の実現・ユニバーサルデザインに配慮した街づくり」	競技施設、鉄道駅等のユニバーサルデザインの推進、アクセシブルな空間の創出等、ユニバーサルデザインに配慮した街の実現
「魅力的で創造性を育む都市空間」	都市空間の賑わいの創出、公園・自然環境等の周辺施設との連携
「都市の賢いマネジメント」	I C T の活用、エリアマネジメント活動の活性化等
「安全・安心な都市の実現」	安全・安心のための危機管理体制の構築

表 3.2-2 持続可能性に関するレガシーとアクション

レガシー	アクション
「持続可能な低炭素・脱炭素都市の実現」	気候変動対策の推進、再生可能エネルギーなど持続可能な低炭素・脱炭素エネルギーの確保
「持続可能な資源利用の実現」	資源管理・3 R の推進
「水・緑・生物多様性に配慮した快適な都市環境の実現」	生物多様性に配慮した都市環境づくりや大会に向けた暑さ対策の推進
「人権・労働慣行等に配慮した社会の実現」	調達等における人権・労働慣行等に配慮した取組の推進
「持続可能な社会に向けた参加・協働」	環境、持続可能性に対する意識の向上、参加に向けた情報発信・エンゲージメントの推進

## 4. 環境影響評価書案の概要

### 4.1 馬事公苑の概要

本評価書案の対象である馬事公苑の概要は、表 4-1 に示すとおりである。

日本中央競馬会が運営する馬事公苑は、人馬の馬術訓練、馬術競技会の開催、馬事に関する知識の向上などを目的として昭和 15 年に開苑して以来、国内でも有数の馬事普及の拠点として現在に至っている。

また、昭和 39 年の第 18 回オリンピック競技大会においては、馬場馬術競技会場として使用された歴史的経緯を持つ施設である。

東京 2020 大会では、オリンピック及びパラリンピックの馬術競技会場（クロスカントリーを除く）として利用される計画であり、既存樹林地等の一部を活かしながら、新たな施設整備を行う計画としている。

表 4-1 会場の概要（馬事公苑）

項目	内 容
競技	オリンピック：馬術（馬場馬術、総合馬術、障害馬術）
	パラリンピック：馬術

【イメージ図】



出典：日本中央競馬会提供資料

表 4-2 馬事公苑の内容の概要（予定）

項目	内 容
所 在 地	東京都世田谷区上用賀一丁目 1 他 東京都世田谷区上用賀二丁目 1 – 1 他
地 域 地 区	用途地域：第二種中高層住居専用地域 防火地区：準防火地域 高度地域：第二種高度地区
敷 地 面 積	約 191, 000m <sup>2</sup>
建 築 面 積	約 32, 200m <sup>2</sup>
延 床 面 積	約 48, 700m <sup>2</sup>
最 高 高 さ	約 20m
主 要 用 途	馬術競技関連施設
駐 車 台 数	未定
工事予定期間	平成 28 年度～平成 34 年度
竣 工 時 期	平成 34 年度

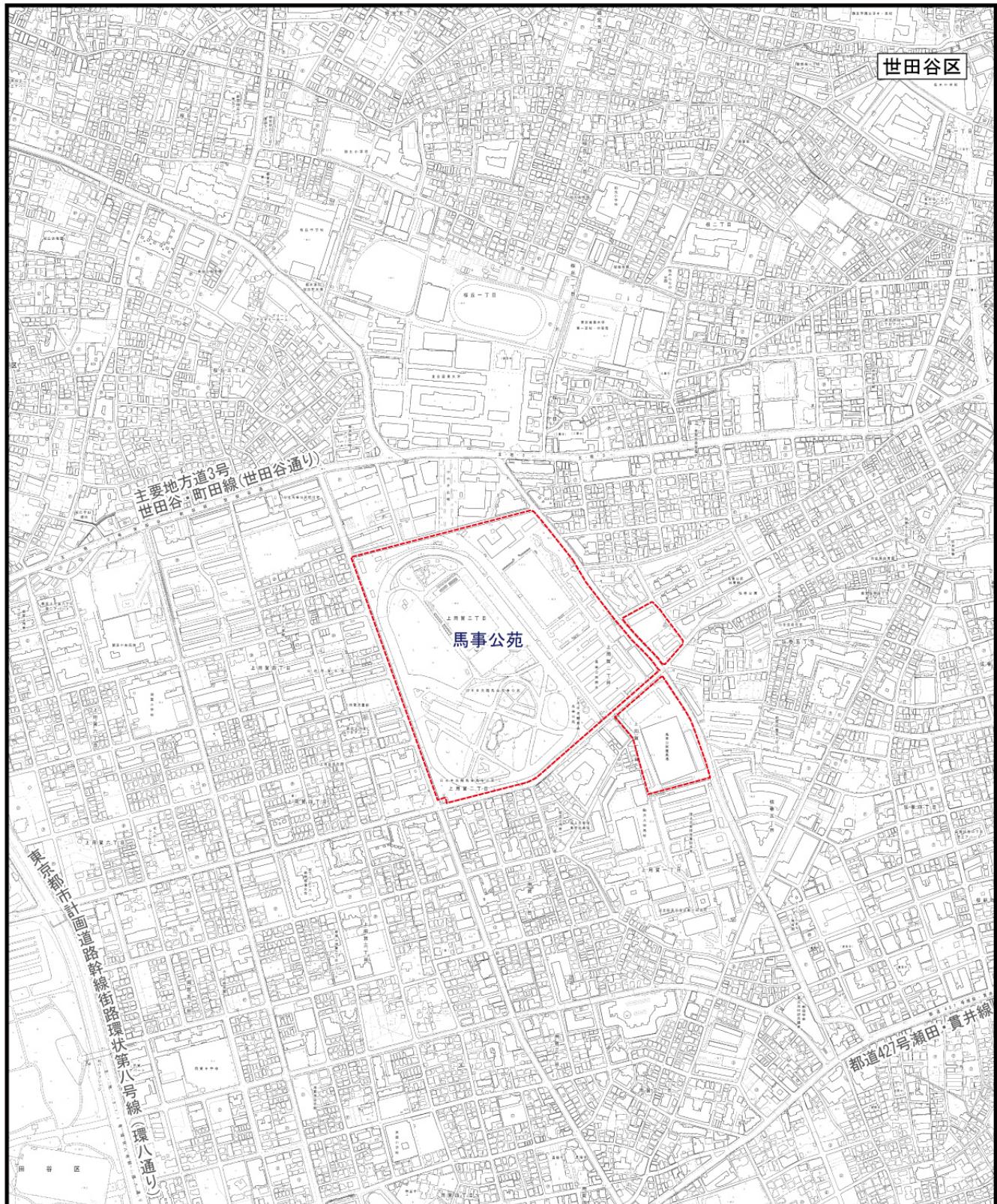
注 1) 日本中央競馬会へのヒヤリングに基づき作成。

2) 工事予定期間は、解体工事、東京 2020 大会前の第 1 期工事、大会後の第 2 期工事を含む期間。

## 4.2 馬事公苑の計画の内容

### 4.2.1 位 置

評価書案の対象となる本事業を実施する範囲（以下「計画地」という。）の位置は、図4.2-1 及び写真4.2-1に示すとおり東京都世田谷区上用賀一丁目 1 他、東京都世田谷区上用賀二丁目 1 – 1 他にあり、敷地面積は約191, 000m<sup>2</sup>である。



## 凡 例

計画地



Scale 1:10,000

0 100 200 400m

図 4.2-1 計画地位置図



## 凡 例

- 計画地
- 地下鉄



Scale 1:10,000

0 100 200 400m

写真 4.2-1 計画地周辺の航空写真

#### 4.2.2 地域の概況

計画地は、馬事公苑内に位置しており、苑内には馬術訓練や馬術競技会として利用されるメイニアリーナや走路等の施設、事務所や厩舎等が存在する。

計画地周辺は、主に第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域に指定され、集合住宅、専用住宅、公園・運動場等、教育文化施設、官公庁施設、スポーツ・興行施設、厚生医療施設等が立地している。

平成28年7月1日現在の世田谷区の人口は約89万人であり、世帯数は約47万世帯である。<sup>1</sup>

昼間人口は約81万人であり、昼間人口が夜間人口を下回っているが、世田谷区上用賀一丁目及び二丁目においては昼間人口が夜間人口に比べて高い地域となっている。<sup>2</sup>

また、産業別事業所数及び従業者数でみると、世田谷区では卸売業、小売業の事業所が約7千事業所、従業者数が約6万人と最も多く、世田谷区上用賀一丁目及び二丁目においては卸売業、小売業の事業所が15事業所、従業者数が約150人となっている。<sup>3</sup>

#### 4.2.3 事業の基本構想

本事業により、老朽化した施設を更新するとともに、国際基準に適合した馬術競技会場を整備することにより、引き続き、現在の馬事公苑の役割である馬事振興と馬術普及の拠点として以下のとおり活用を図る計画としている。

- ・日本の馬術競技会場の拠点として、ワールドクラスの競技大会を含めた国内外の競技会場として利用することにより馬術普及を推進する。
- ・日本の馬事振興の拠点として、馬事振興に必要な優れた指導者及び技術者の養成並びに馬事振興に用いる各種用途の馬や教育・訓練に用いる乗馬の調教等の人馬の養成に活用する。
- ・都民のための公園的施設として、馬との触れ合い、緑豊かな憩いの場を創出する。
- ・発災時における周辺住民の広域避難場所として、安全に配慮した整備を行う。

<sup>1</sup>出典：「せたがや統計情報館」（平成28年7月29日参照 世田谷区ホームページ）  
<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/107/157/692/694/index.html>

<sup>2</sup>出典：「平成22年 東京都の昼間人口」（平成28年7月29日参照 東京都ホームページ）  
<http://www.toukei.metro.tokyo.jp/tyukanj/2010/tj-10index.htm>

<sup>3</sup>出典：「平成26年経済センサス・基礎調査」（平成28年7月29日参照 総務省ホームページ）  
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001072573>

#### 4.2.4 事業の基本計画

##### (1) 配置計画

馬事公苑の配置図及びイメージ図は、図 4.2-2～図 4.2-3 に示すとおりである。

表4.2-1 馬事公苑の概要（予定）

項目	概要
敷地面積	約 191,000m <sup>2</sup>
建築面積	約 32,200m <sup>2</sup>
延床面積	約 48,700m <sup>2</sup>
最高高さ	約 20m
階数	地上 1 階～3 階
構造	S造（一部RC造）
駐車台数	未定

注) 日本中央競馬会へのヒヤリングに基づき作成。

図 4.2-2(1) 配置図（現況）



<用語>  
1期工事：オリンピック開催までに行う工事  
2期工事：オリンピック開催後にを行う工事

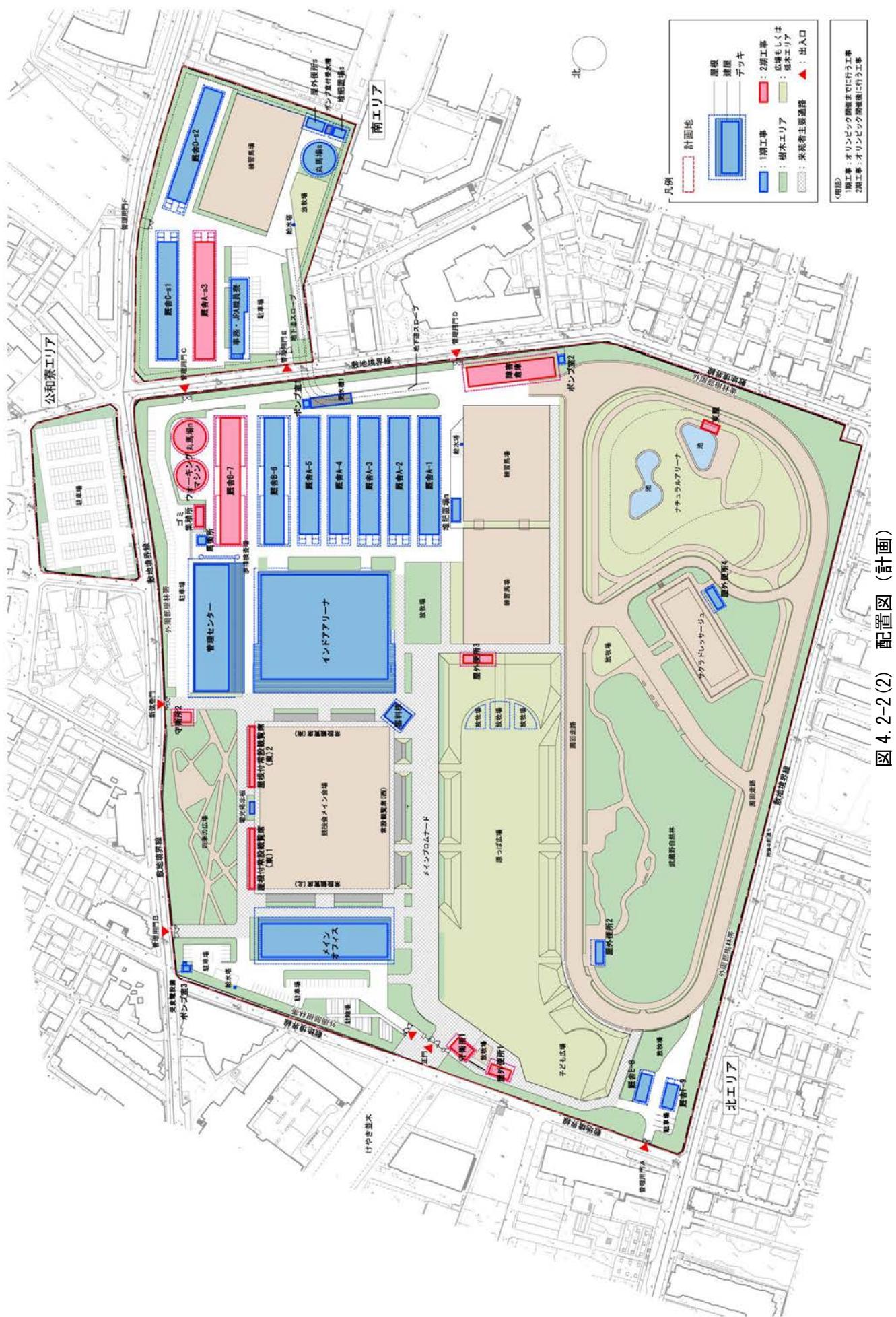


図 4.2-2(2) 配置図（計画）



図4.2-3 イメージ図

## (2) 発生集中交通量及び自動車動線計画

施設の発生集中交通量及び自動車動線計画については、現時点では未定である。

また、東京 2020 大会における関連車両交通量についても、現時点では未定である。

## (3) 駐車場計画

自動車駐車場は、図 4.2-2 に示すとおり、計画地のそれぞれの敷地（北エリア、南エリア、公園棲エリア）に平面駐車場を設ける計画としているが、現時点では詳細な配置計画及び駐車場台数は未定である。

## (4) 駐輪場計画

駐輪場は、計画地の北エリアに設ける計画としているが、現時点では詳細な配置計画及び駐輪場台数は未定である。

## (5) 歩行者動線計画

計画地周辺の鉄道駅から計画地及び施設周辺における歩行者の出入動線は、図 4.2-4 に示すとおりである。

計画地周辺の鉄道駅は、千歳船橋駅及び経堂駅（小田急小田原線）、桜新町駅及び用賀駅（東急田園都市線）、上町駅（東急世田谷線）がある。

また、計画地周辺の主なバス停としては、競走馬総合研究所、覆馬場、馬事公苑前駐在所、上用賀四丁目、用賀公団前及び農大前がある。

## (6) 設備計画

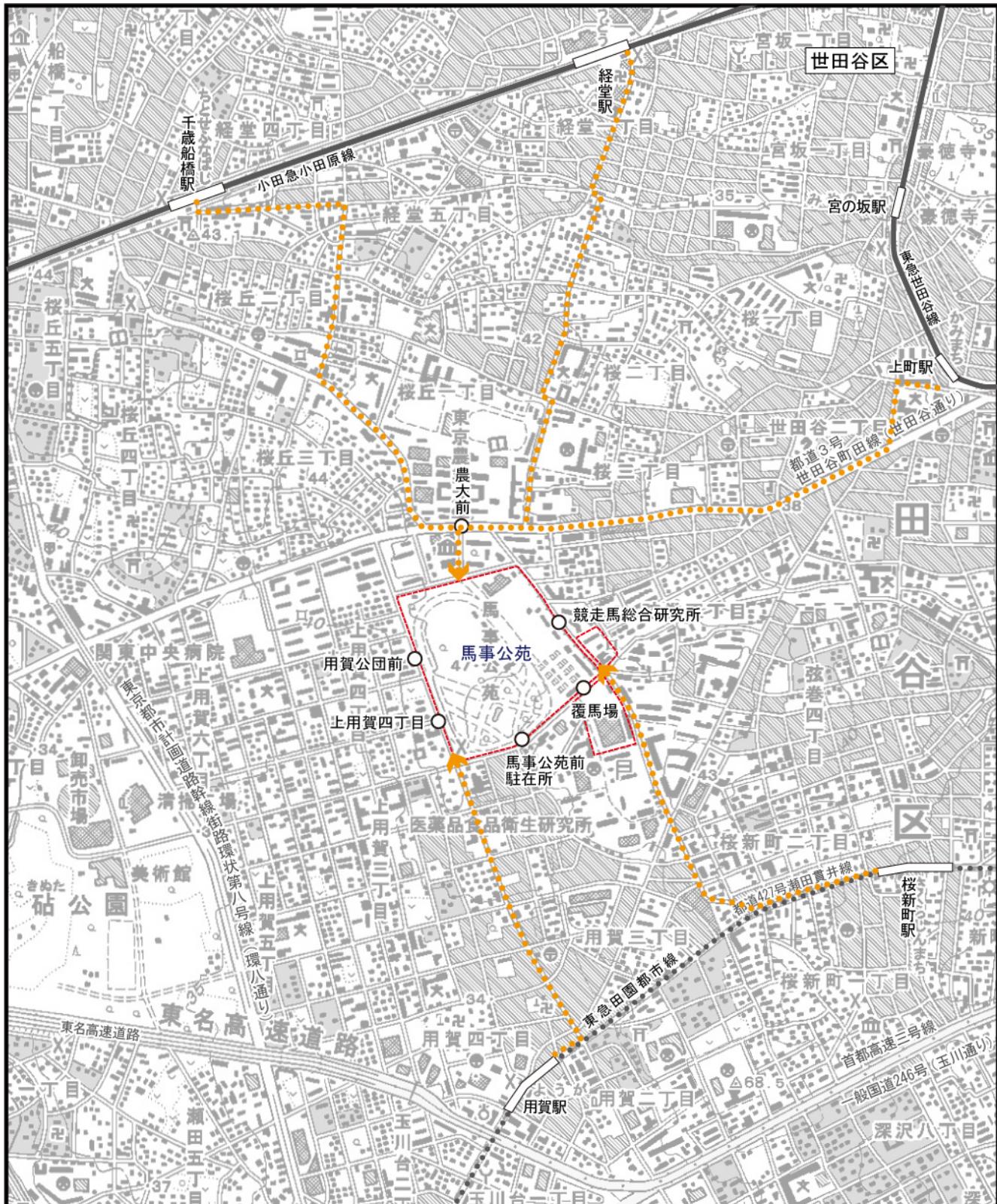
上水給水設備は、北エリア南側水道本管より引き込み、排水は、公共下水道へ放流する計画としている。また、現状と同様に馬場散水には井水を上水と併用して利用する計画とし、施設の改修整備に伴い既設井戸の移設を予定しているが、施設全体としての揚水量は現状と同等程度とする計画としている。

電力は、高圧変電設備から供給する計画としている。また、電気使用量削減のため、高効率機器の採用、全熱交換器の採用、個別に運転・温度管理が可能な個別分散方式の採用を行う計画としている。

## (7) 廃棄物処理計画

建設工事に伴い発生する建設発生土及び建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）等に基づき、再生利用可能な掘削土砂及び廃棄物については積極的にリサイクルに努め、リサイクルが困難なものについては適切な処理を行うとしている。

工事の完了後に発生する一般廃棄物については、東京都廃棄物条例（平成 4 年東京都条例第 140 号）、世田谷区清掃・リサイクル条例（平成 11 年世田谷区条例第 52 号）等を踏まえて、関係者への啓発活動によりその排出量の抑制に努めるとともに、分別回収を行い、資源の有効利用と廃棄物の減量化を図るとしている。



### 凡 例

- 計画地
- 私鉄
- 私鉄（地下鉄）
- 歩行者動線
- バス停



Scale 1:15,000

0 150 300 600m

図 4.2-4 歩行者動線計画図

## (8) 緑化計画

緑化計画は、図4.2-5に示すとおりであり、世田谷区みどりの基本条例(平成17年世田谷区条例第13号)における基準緑化をそれぞれの敷地(北エリア、南エリア、公和寮エリア)で満たし、北エリアで約49,700m<sup>2</sup>、南エリアで約5,330m<sup>2</sup>、公和寮エリアで約860m<sup>2</sup>とする計画としている。

計画地内には、クヌギやコナラの落葉広葉樹を主体とした武蔵野自然林や常緑針葉樹、常緑広葉樹の広がる外周部樹林帯を始めとした規模の大きな樹林帯が整備されているほか、放牧場、ドレッサージュアリーナ、日本庭園等には大径木が植栽されている。また、お花畠、ウメ広場、サクラ広場、メインアリーナやグラスアリーナ周辺のフジ等の四季を楽しめる広場等が苑内に点在して整備されている。

緑化計画は、樹木医等の専門家の意見を参考にしながら、将来を見据えた適切な緑環境整備を行うことで、これまで同様、緑に親しめる公苑整備計画としている。武蔵野自然林や外周部樹林帯は、保全エリアとして樹木保全を基本とし、倒木の危険があるものや適切な育成環境を保全するため生育状況に問題のある樹木の間引きを行う計画としている。外周部樹林帯は、高木の間引き等に伴い外周部の緑が途切れてしまう箇所には高木を適宜補植し、外周部からアイレベルで視線を遮り、周辺に配慮した樹林地を形成する。また、苑内側から見た林縁部の足元に四季の演出のための低木を連続して植栽し、四季を感じられる樹林地を形成する計画としている。

苑内については可能な限り既存樹木を残す計画としているとともに、一部の樹木は移植を行いつつ、適宜、新植樹木を配植して緑量を確保する計画としている。正門付近では、馬事公苑の歴史と風格を感じられるよう既存の大径木を出来る限り保存し、メインプロムナードではサクラ並木のプロムナードとするほか、放牧場の大径木を保存する計画としている。また、サクラドレッサージュでは木陰をつくるケヤキの保全及び苑内のサクラを移植し、馬とサクラによる風景を形成するほか、池や地形の起伏を活かした広々としたナチュラルアリーナでは、特徴的なヒマラヤスギ群を保全することで馬事公苑の歴史を紡ぐ計画としている。

また、苑内で親しまれてきたお花畠やウメ、サクラ、フジ等については、人の回遊性が無く分節されていたため、四季の広場として集約し、一年を通じて見どころのある広場とする計画としている。そのほか、正門から近く利便性の高い位置に原っぱ広場・子ども広場として拡張のある大きな草地の広場を設けることで、馬と人にとってフレキシブルな空間とするほか、広域避難場所の機能としても活用できるように、緑空間を整備する計画としている。

なお、緑化面積は、世田谷区の基準に基づき算定することとしているが、今後の関係機関との協議により変更がありうる。また、樹種等の植栽内容や植栽配置、池の形状等の詳細な外構計画については、今後、具体的な検討を行う計画としている。



図4.2-5 緑化計画図

#### 4.2.5 施工計画

以下の施工計画（工事工程、施工方法の概要、工事用車両、建設機械）については、基本設計時点での予定であり、今後、実施設計を踏まえて変更が有りうる。

### (1) 工事工程

本事業に係る東京 2020 大会前の準備工事、解体工事及び第 1 期工事は、平成 29 年 1 月から平成 31 年秋までの 34 か月を見込む計画としている。なお、東京 2020 大会後に実施する第 2 期工事の実施時期については、現時点では未定である。

工事工程は、表 4.2-5 に示すとおりである。

表 4.2-5 工事工程（予定）

注)日本中央競馬会へのヒヤリングに基づき作成。

## (2) 施工方法の概要（予定）

### 1) 準備工事

外周部の仮囲いには既存柵を利用し、一部ゲート周辺に鋼製仮囲い（高さ約3m）を設置し、仮設事務所の設置等を行う。また、解体する既存施設の周囲等には、粉じんや騒音対策として足場仮設にシート養生を行う。

## 2) 解体工事

解体工事には、油圧圧碎機等を用いる。アスベスト等の特別管理産業廃棄物等については、関連法令に基づき、適正に処理する。

### 3) 杭工事

基礎工事として、既製杭を打設する。

#### 4) 山留工事

掘削工事にあたり、工事中の地下水流入や土砂の崩壊を防止するため、遮水性・剛性の高い工法による止水を行なう。

## 5) 掘削工事

基礎躯体の下端レベルまで掘削を行う。掘削はバックホウを使用し、発生土はダンプトラックに積み込んで搬出する。

#### 6) 基礎躯体工事

掘削工事完了後、計画建築物の基礎躯体を構築する。構築は、鉄筋組立、型枠の建込みを行い、コンクリートを打設する。

### 7) 地上躯体工事

基礎躯体工事完了後、支柱建方、屋根鉄骨地組、屋根仕上、地上階床躯体工事等を行う。材料の荷揚げにはラフタークレーン、クローラークレーン等を用いて行う。

8) 仕上・設備工事（内装・設備工事、外装工事）

躯体工事の完了した階から順次外壁仕上、内装建具等の仕上工事を実施する。また、電気設備や機械設備の搬入・設置を行う。

9) 造成工事

公苑内各所にて造成工事、水槽設置工事を行う。造成工事は、バックホウ、ブルドーザ、モーターグレーダー、ローラー等を用いて行う。

10) 地下道工事

道路に山留・仮設覆工を施工し、既存地下道の解体及び新設地下道工事を実施する。解体工事は、油圧圧碎機等、新設工事はバックホウ、ラフタークレーン等を用いて行う。

11) 舗装工事

公苑内各所にて馬場仕上工事、舗装仕上工事を行う。

(3) 工事用車両

工事用車両の主な走行ルートは、図 4.2-6 に示すとおりである。

工事用車両の走行に伴う沿道環境への影響を極力小さくするため、工事用車両は、主に主要地方道 3 号世田谷町田線（世田谷通り）、東京都市計画道路幹線街路環状第八号線（環八通り）、一般国道 246 号（玉川通り）の幹線道路から計画地へ出入場する計画としている。

工事用車両台数は、ピーク日において大型車 340 台/日、小型車 70 台/日、合計 410 台/日を予定している。

(4) 建設機械

各工種において使用する主な建設機械は、表 4.2-6 に示すとおりである。

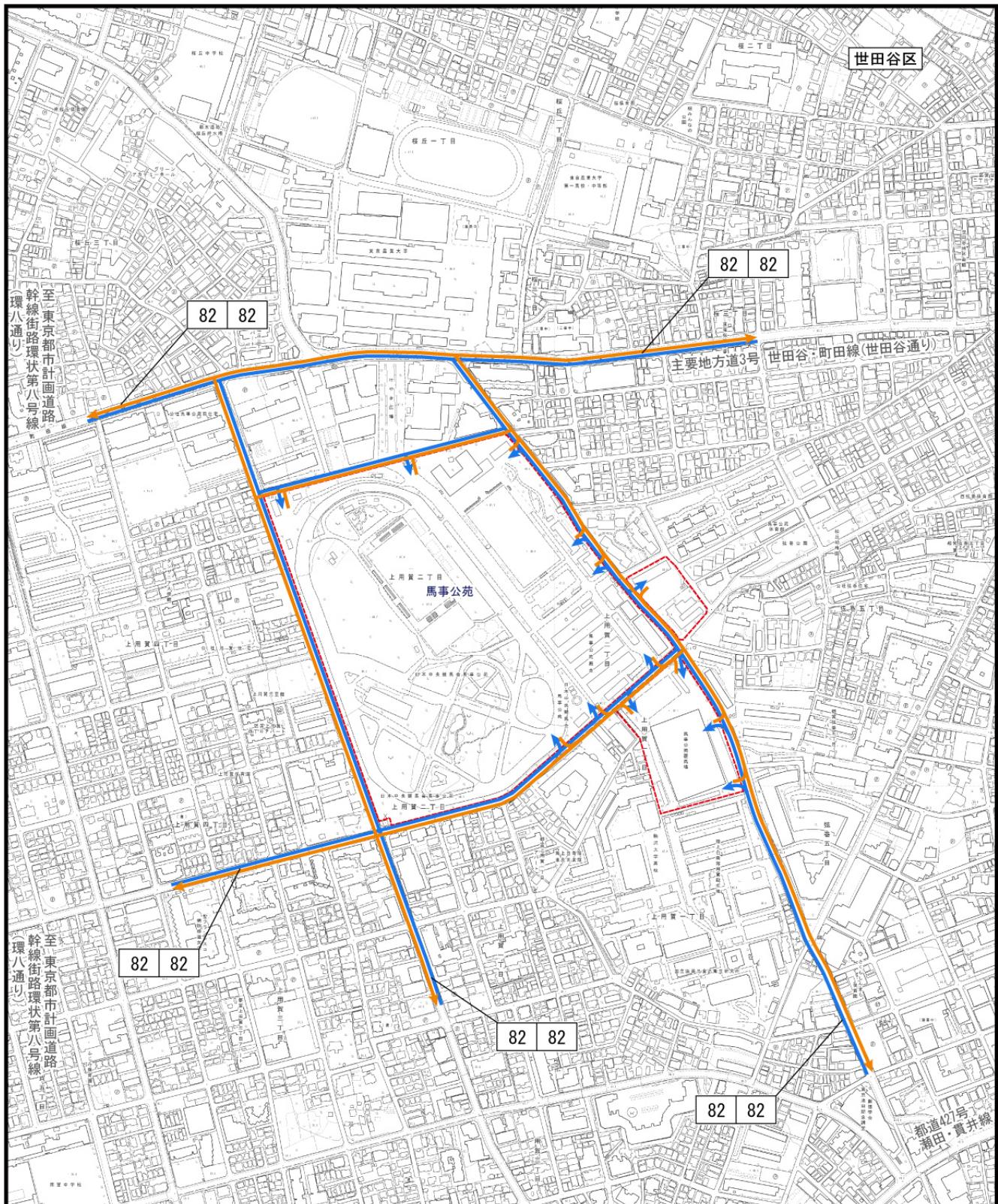
工事に使用する建設機械は、周辺環境への影響に配慮して、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型の建設機械を積極的に採用するとともに、不要なアイドリングの防止に努める等、排出ガスの削減及び騒音の低減に努める計画としている。

表4.2-6 主な建設機械（予定）

工種	主な建設機械
解体工事	油圧圧碎機、タイヤシャベル、バックホウ
杭工事	三点式杭打機、ラフタークレーン、クローラークレーン、バックホウ
山留工事	ラフタークレーン、バックホウ
掘削工事	バックホウ
基礎躯体工事	ラフタークレーン、クローラークレーン、コンクリートポンプ車
地上躯体工事	ラフタークレーン、クローラークレーン、コンクリートポンプ車
仕上・設備工事	ラフタークレーン
造成工事	バックホウ、ラフタークレーン、ブルドーザ、モーターグレーダー、振動ローラー
地下道工事	油圧圧碎機、ラフタークレーン、バックホウ、コンクリートポンプ車
舗装工事	バックホウ、ラフタークレーン、ブルドーザ、モーターグレーダー、アスファルトフィニッシャ

注1)建設機械の種類等は今後変更の可能性がある。

2)日本中央競馬会へのヒヤリングに基づき作成。



### 凡 例

- 計画地
- 工事用車両集中ルート
- ← 工事用車両発生ルート

工事用車両（集中） 交通量（台/日）	工事用車両（発生） 交通量（台/日）
-----------------------	-----------------------



Scale 1:7,500

0 75 150 300m

図 4.2-6 工事用車両の走行ルート

#### 4.2.6 供用の計画

本事業の計画建築物の竣工は、平成31年度を予定している。

#### 4.2.7 環境保全に関する計画等への配慮の内容

本事業にかかる主な環境保全に関する上位計画としては、「東京都環境基本計画」、「世田谷区環境基本計画」等がある。環境保全に関する計画等への配慮事項は、表4.2-7(1)～(6)に示すとおりである。

表4.2-7(1) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都環境基本計画 (平成28年3月)	・3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進 ◆「持続可能な資源利用」の推進 ◆静脈ビジネスの発展及び廃棄物の適正処理の促進 ◆災害廃棄物対策の強化	・伐採樹木については、中間処理施設へ搬出し、チップ化によるマテリアルリサイクルとしての利用を検討する。 ・掘削工事等に伴い発生する建設発生土は、一部を計画地内の埋戻し土等に利用するほか、場外に搬出する場合には、受入基準を満足していることを確認のうえ、関係法令に係る許可を受けた施設において、適正な処理を行う。 ・山留工事、杭工事における建設泥土については、脱水等を行って減量化するとともに、場外へ搬出する場合には、再資源化施設に搬出する。 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。 ・建設廃棄物の分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図る。 ・再利用できないものは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。アスベストについても、同法律に基づく対応を行ない、他の廃棄物と区分した保管・収集・運搬、中間処理及び処分等、適切な対策を行う。 ・「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成28年2月2日変更閣議決定)等に基づき、環境物品等の調達を行う。

表4.2-7(2) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都環境基本計画 (平成28年3月) (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承           <ul style="list-style-type: none"> <li>◆生物多様性の保全・緑の創出</li> <li>◆生物多様性の保全を支える環境整備と裾野の拡大</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武蔵野自然林や外周部樹林帯は、保全エリアとして樹木保全を基本とし、苑内については可能な限り既存樹木を残す計画としている。</li> <li>・苑内的一部の樹木は移植を行いつつ、適宜、新植樹木を配植して緑量を確保する計画としている。</li> <li>・世田谷区みどりの基本条例(平成17年世田谷区条例第13号)における基準緑化をそれぞれの敷地(北エリア、南エリア、公和寮エリア)で満たし、北エリアで約49,700m<sup>2</sup>、南エリアで約5,330m<sup>2</sup>、公和寮エリアで約860m<sup>2</sup>とする計画としている。</li> <li>・苑内で親しまれてきたお花畠やウメ、サクラ、メインアリーナやグラスアリーナ周辺のフジ等を集約し、一年を通じて見どころのある広場とする四季の広場のほか、原っぱ広場・子ども広場として拡がりのある大きな草地の広場を設ける計画としている。</li> <li>・注目される植物のうち、改変区域内に生育する自生種のギンラン、キンラン、クゲヌマランについては、可能な限り保全ゾーンの武蔵野自然林、外周部樹林帯に移植する計画としている。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・快適な大気環境、良質な土壤と水循環の確保           <ul style="list-style-type: none"> <li>◆大気環境等の更なる向上</li> <li>◆化学物質による環境リスクの低減</li> <li>◆水環境・熱環境の向上</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出ガス対策型建設機械(第2次基準値)を使用する計画としている。</li> <li>・北エリアの管理センターの建設の際には、高さ1.5mの既存ブロック塀の上に高さ1.8mの防音シートを設置する計画としている。</li> <li>・北エリア及び南エリアの地下道スロープ施工の際には、高さ2.0mの防音シート付仮囲いを設置する計画である。</li> </ul>
東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画 (平成25年7月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低公害・低燃費車の普及促進、エコドライブの普及促進、交通量対策、交通流対策、局地汚染対策の推進等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事用車両の走行ルートは複数のルートに分散させる計画としている。</li> <li>・工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定とし、計画地周辺の一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮する計画としている。</li> <li>・計画地周辺の歩道等を占用する工事を行う場合には、代替路の設置、交通整理員の配置等を行う計画としている。</li> <li>・工事用車両の走行に当たっては、安全走行を徹底する計画としている。</li> </ul>
緑の東京計画 (平成12年12月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既成市街地の再開発などにより生まれる公開空地の効果的な確保により、緑地の創生を図る</li> <li>・建物の建て替え時などに、屋上等の緑化などを進める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武蔵野自然林や外周部樹林帯は、保全エリアとして樹木保全を基本とし、苑内については可能な限り既存樹木を残す計画としている。</li> <li>・苑内的一部の樹木は移植を行いつつ、適宜、新植樹木を配植して緑量を確保する計画としている。</li> <li>・世田谷区みどりの基本条例(平成17年世田谷区条例第13号)における基準緑化をそれぞれの敷地(北エリア、南エリア、公和寮エリア)で満たし、北エリアで約49,700m<sup>2</sup>、南エリアで約5,330m<sup>2</sup>、公和寮エリアで約860m<sup>2</sup>とする計画としている。</li> <li>・苑内で親しまれてきたお花畠やウメ、サクラ、メインアリーナやグラスアリーナ周辺のフジ等を集約し、一年を通じて見どころのある広場とする四季の広場のほか、原っぱ広場・子ども広場として拡がりのある大きな草地の広場を設ける計画としている。</li> </ul>

表4.2-7(3) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
緑の東京計画 (平成12年12月) (つづき)		<ul style="list-style-type: none"> <li>注目される植物のうち、改変区域内に生育する自生種のギンラン、キンラン、クグヌマランについては、可能な限り保全ゾーンの武蔵野自然林、外周部樹林帯に移植する計画としている。</li> </ul>
「緑の東京10年プロジェクト」基本方針 (平成19年6月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路整備などにあわせ、厚みと広がりをもった緑の満ちる空間が連続する「環境軸」の形成・展開</li> <li>屋上・壁面、鉄道敷地・駐車場、その他あらゆる都市空間の緑化で合計400haの緑を創出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>武蔵野自然林や外周部樹林帯は、保全エリアとして樹木保全を基本とし、苑内については可能な限り既存樹木を残す計画としている。</li> <li>苑内的一部の樹木は移植を行いつつ、適宜、新植樹木を配植して緑量を確保する計画としている。</li> <li>世田谷区みどりの基本条例(平成17年世田谷区条例第13号)における基準緑化をそれぞれの敷地(北エリア、南エリア、公和寮エリア)で満たし、北エリアで約49,700m<sup>2</sup>、南エリアで約5,330m<sup>2</sup>、公和寮エリアで約860m<sup>2</sup>とする計画としている。</li> <li>苑内で親しまれてきたお花畠やウメ、サクラ、メインアリーナやグラスアリーナ周辺のフジ等を集約し、一年を通じて見どころのある広場とする四季の広場のほか、原っぱ広場・子ども広場として拡がりのある大きな草地の広場を設ける計画としている。</li> <li>注目される植物のうち、改変区域内に生育する自生種のギンラン、キンラン、クグヌマランについては、可能な限り保全ゾーンの武蔵野自然林、外周部樹林帯に移植する計画としている。</li> </ul>
みどりの新戦略ガイドライン (平成18年1月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>主たる都市施設と周知のまちづくりにより形成されるみどり豊かで広がりと厚みを持った良好な空間の創出</li> <li>みどりの拠点と軸に顔を向けたみどりの空間創出誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>武蔵野自然林や外周部樹林帯は、保全エリアとして樹木保全を基本とし、苑内については可能な限り既存樹木を残す計画としている。</li> <li>苑内的一部の樹木は移植を行いつつ、適宜、新植樹木を配植して緑量を確保する計画としている。</li> <li>世田谷区みどりの基本条例(平成17年世田谷区条例第13号)における基準緑化をそれぞれの敷地(北エリア、南エリア、公和寮エリア)で満たし、北エリアで約49,700m<sup>2</sup>、南エリアで約5,330m<sup>2</sup>、公和寮エリアで約860m<sup>2</sup>とする計画としている。</li> <li>苑内で親しまれてきたお花畠やウメ、サクラ、メインアリーナやグラスアリーナ周辺のフジ等を集約し、一年を通じて見どころのある広場とする四季の広場のほか、原っぱ広場・子ども広場として拡がりのある大きな草地の広場を設ける計画としている。</li> <li>注目される植物のうち、改変区域内に生育する自生種のギンラン、キンラン、クグヌマランについては、可能な限り保全ゾーンの武蔵野自然林、外周部樹林帯に移植する計画としている。</li> </ul>

表4.2-7(4) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都資源循環・廃棄物処理計画 (平成28年3月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源ロスの削減</li> <li>・エコマテリアルの利用と持続可能な調達の普及の促進</li> <li>・廃棄物の循環的利用の更なる促進（高度化・効率化）</li> <li>・廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上</li> <li>・健全で信頼される静脈ビジネスの発展</li> <li>・災害廃棄物対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伐採樹木については、中間処理施設へ搬出し、チップ化によるマテリアルリサイクルとしての利用を検討する。</li> <li>・掘削工事等に伴い発生する建設発生土は、一部を計画地内の埋戻し土等に利用するほか、場外に搬出する場合には、受入基準を満足していることを確認のうえ、関係法令に係る許可を受けた施設において、適正な処理を行う。</li> <li>・山留工事、杭工事における建設泥土については、脱水等を行って減量化するとともに、場外へ搬出する場合には、再資源化施設に搬出する。</li> <li>・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。</li> <li>・建設廃棄物の分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図る。</li> <li>・再利用できないものは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。アスベストについても、同法律に基づく対応を行ない、他の廃棄物と区分した保管・収集・運搬、中間処理及び処分等、適切な対策を行う。</li> <li>・「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成28年2月2日変更閣議決定）等に基づき、環境物品等の調達を行う。</li> </ul>
東京都建設リサイクル推進計画 (平成28年4月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート塊等を活用する</li> <li>・建設発生木材を活用する</li> <li>・建設泥土を活用する</li> <li>・建設発生土を活用する</li> <li>・廃棄物を建設資材に活用する</li> <li>・建設グリーン調達を推進する</li> <li>・建築物等を長期使用する</li> <li>・戦略を支える基盤を構築する</li> <li>・島の建設リサイクルを推進する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伐採樹木については、中間処理施設へ搬出し、チップ化によるマテリアルリサイクルとしての利用を検討する。</li> <li>・掘削工事等に伴い発生する建設発生土は、一部を計画地内の埋戻し土等に利用するほか、場外に搬出する場合には、受入基準を満足していることを確認のうえ、関係法令に係る許可を受けた施設において、適正な処理を行う。</li> <li>・山留工事、杭工事における建設泥土については、脱水等を行って減量化するとともに、場外へ搬出する場合には、再資源化施設に搬出する。</li> <li>・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。</li> <li>・建設廃棄物の分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図る。</li> <li>・再利用できないものは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。アスベストについても、同法律に基づく対応を行ない、他の廃棄物と区分した保管・収集・運搬、中間処理及び処分等、適切な対策を行う。</li> <li>・「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成28年2月2日変更閣議決定）等に基づき、環境物品等の調達を行う。</li> </ul>

表4.2-7(5) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
世田谷区環境基本計画 (平成27年3月)	<p>世田谷区環境基本条例（以下、「条例」）第7条の規定に基づき、区の環境の現状と課題を踏まえ、環境の保全、回復及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する計画であり、環境の保全等に関する目標と方針、重点的に取り組むべき事項を定めている。これまで、平成8年、平成12年（調整計画）、平成17年、平成22年（調整計画）に環境基本計画を策定し、今回、平成27年度から平成36年度までの10か年の計画を策定した。本計画は、平成25年9月に策定された世田谷区基本構想及び平成26年3月に策定された世田谷区基本計画との整合を図っている。</p> <p>世田谷区のめざす環境像としては、「自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる～環境共生都市せたがや～」とし、それを実現するために下記の5つの目標と13の方針に基づく施策が記載されている。</p> <p>基本目標1 みどりとみずの豊かな潤いのあるまちをつくります</p> <p>基本目標2 自然の恵みを活かしたエネルギーの利用拡大と創出をめざします</p> <p>基本目標3 環境負荷を抑えたライフスタイルを確立します</p> <p>基本目標4 地球温暖化に対応し安心して暮らせる地域社会を推進します</p> <p>基本目標5 快適で暮らしやすい生活環境を確保します</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武蔵野自然林や外周部樹林帯は、保全エリアとして樹木保全を基本とし、苑内については可能な限り既存樹木を残す計画としている。</li> <li>・苑内的一部の樹木は移植を行いつつ、適宜、新植樹木を配植して緑量を確保する計画としている。</li> <li>・世田谷区みどりの基本条例（平成17年世田谷区条例第13号）における基準緑化をそれぞれの敷地（北エリア、南エリア、公和寮エリア）で満たし、北エリアで約49,700m<sup>2</sup>、南エリアで約5,330m<sup>2</sup>、公和寮エリアで約860m<sup>2</sup>とする計画としている。</li> <li>・苑内で親しまれてきたお花畠やウメ、サクラ、メイシアリーナやグラスアリーナ周辺のフジ等を集約し、一年を通じて見どころのある広場とする四季の広場のほか、原っぱ広場・子ども広場として拡がりのある大きな草地の広場を設ける計画としている。</li> <li>・注目される植物のうち、改変区域内に生育する自生種のギンラン、キンラン、クグヌマランについては、可能な限り保全ゾーンの武蔵野自然林、外周部樹林帯に移植する計画としている。</li> <li>・伐採樹木については、中間処理施設へ搬出し、チップ化によるマテリアルリサイクルとしての利用を検討する。</li> <li>・掘削工事等に伴い発生する建設発生土は、一部を計画地内の埋戻し土等に利用するほか、場外に搬出する場合には、受入基準を満足していることを確認のうえ、関係法令に係る許可を受けた施設において、適正な処理を行う。</li> <li>・山留工事、杭工事における建設泥土については、脱水等を行って減量化するとともに、場外へ搬出する場合には、再資源化施設に搬出する。</li> <li>・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。</li> <li>・建設廃棄物の分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図る。</li> <li>・再利用できないものは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。アスベストについても、同法律に基づく対応を行ない、他の廃棄物と区分した保管・収集・運搬、中間処理及び処分等、適切な対策を行う。</li> <li>・「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成28年2月2日変更閣議決定）等に基づき、環境物品等の調達を行う。</li> <li>・排出ガス対策型建設機械（第2次基準値）を使用する計画としている。</li> </ul>

表4.2-7(6) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
みどりとみずの基本計画 ～世田谷みどり33に向けて～ (平成20年3月)	<p>区制100周年を迎える2032年（平成44年）に「みどり率」を33パーセントとすることをめざす「世田谷みどり33」を進めるため、平成20年度から平成29年度の計画となる「世田谷区みどりとみずの基本計画」を策定した。</p> <p>この計画は、目標を実現するために下記の4つの基本方針を定め、それぞれの施策が記載されている。</p> <p>基本方針1 世田谷らしいみどりとみずの保全 基本方針2 地域の水循環の回復と水環境の再生 基本方針3 地域にあったみどりとみずの創出 基本方針4 みどりとみずのある暮らしの応援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武蔵野自然林や外周部樹林帯は、保全エリアとして樹木保全を基本とし、苑内については可能な限り既存樹木を残す計画としている。</li> <li>・苑内的一部の樹木は移植を行いつつ、適宜、新植樹木を配植して緑量を確保する計画としている。</li> <li>・世田谷区みどりの基本条例(平成17年世田谷区条例第13号)における基準緑化をそれぞれの敷地（北エリア、南エリア、公和寮エリア）で満たし、北エリアで約49,700m<sup>2</sup>、南エリアで約5,330m<sup>2</sup>、公和寮エリアで約860m<sup>2</sup>とする計画としている。</li> <li>・苑内で親しまれてきたお花畠やウメ、サクラ、メイシアリーナやグラスアリーナ周辺のフジ等を集約し、一年を通じて見どころのある広場とする四季の広場のほか、原っぱ広場・子ども広場として拡がりのある大きな草地の広場を設ける計画としている。</li> <li>・注目される植物のうち、改変区域内に生育する自生種のギンラン、キンラン、クグヌマランについては、可能な限り保全ゾーンの武蔵野自然林、外周部樹林帯に移植する計画としている。</li> </ul>
世田谷区一般廃棄物処理基本計画 (平成27年3月)	<p>中期的・長期的視点から世田谷区の一般廃棄物（資源・ごみ、生活排水）に関する施策の方向性を総合的に明らかにする計画であり、これまでの3Rの推進から、発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）の2Rに重点を置いて全面的に見直した。本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物処理計画に該当し、中・長期的視点から世田谷区の一般廃棄物（資源・ごみ、生活排水）に関する施策の方向性を明らかにするものである。</p> <p>計画期間は平成27年度から平成36年度の10年間とする。但し、計画の前提条件に大きな変更があった場合などは、概ね5年で見直す。</p> <p>基本理念は、「環境に配慮した持続可能な社会の実現」とし、基本方針は以下の3つが挙げられている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 区民・事業者主体による取組みを推進する</li> <li>2. 拡大生産者責任の考え方に基づく発生・排出抑制を推進する</li> <li>3. 環境への負荷低減などの効果と費用を勘案した効率的な事業を展開する</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伐採樹木については、中間処理施設へ搬出し、チップ化によるマテリアルリサイクルとしての利用を検討する。</li> <li>・掘削工事等に伴い発生する建設発生土は、一部を計画地内の埋戻し土等に利用するほか、場外に搬出する場合には、受入基準を満足していることを確認のうえ、関係法令に係る許可を受けた施設において、適正な処理を行う。</li> <li>・山留工事、杭工事における建設泥土については、脱水等を行って減量化するとともに、場外へ搬出する場合には、再資源化施設に搬出する。</li> <li>・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。</li> <li>・建設廃棄物の分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図る。</li> <li>・再利用できないものは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。アスベストについても、同法律に基づく対応を行ない、他の廃棄物と区分した保管・収集・運搬、中間処理及び処分等、適切な対策を行う。</li> <li>・「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成28年2月2日変更閣議決定）等に基づき、環境物品等の調達を行う。</li> </ul>

#### **4.3 馬事公苑の計画の策定に至った経過**

オリンピック及びパラリンピックの馬術競技会場（クロスカントリーを除く）は、立候補フェイル時点では、江東区の夢の島競技場に仮設で整備する計画としていた。

その後、既存施設活用の観点から馬事公苑への会場変更の検討がなされた。施設所有者である日本中央競馬会や国際競技連盟との協議を踏まえ、最終的に平成27年2月のIOC理事会及び平成27年11月のIPC理事会において、夢の島競技場から馬事公苑への会場変更が承認された。

#### 4.4 環境影響評価の項目

環境影響評価の項目は、図 4.4-1 に示す手順に従い、会場事業計画の内容を基に環境に影響を及ぼすおそれのある環境影響要因を抽出し、地域の概況及び社会経済情勢等を勘案して選定した。

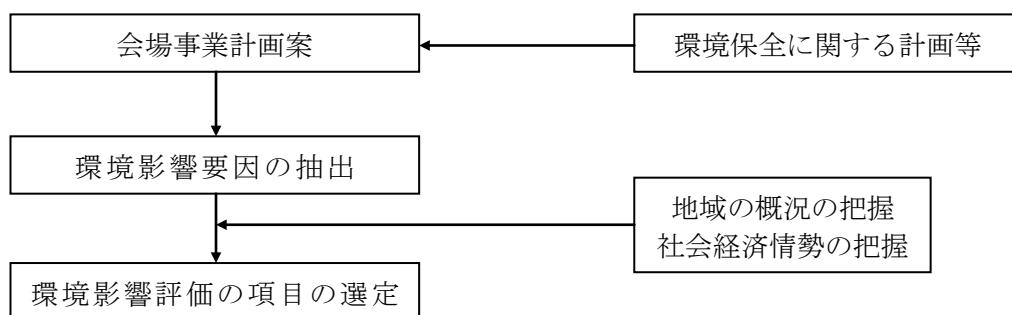


図 4.4-1 環境影響評価の項目の選定手順

環境影響要因は、東京 2020 大会の開催前、開催中及び開催後について、表 4.4-1 に示すとおり設定した。東京 2020 大会の開催に当たっては、本事業で整備する施設のほかに、計画地及びその周辺に大会関連用の仮設工作物の設置を行う予定であるが、現時点ではこれらの仮設工作物の諸元が未定である。また、東京 2020 大会の開催中における大会の運営等についても、現時点では具体的な計画が未定である。このため、本評価書案では、表 4.4-1 に示す環境影響要因のうち、計画の具体性の高い環境影響要因を対象とすることとし、仮設工作物や大会の開催中に係る環境影響要因は対象としなかった。これらの仮設工作物や大会の開催中に係る環境影響評価は、今後の計画の熟度に応じて、改めて環境影響要因の抽出及び環境影響評価の項目を検討し、別途実施する予定である。また、本事業で整備する建築物の諸元についても、現時点では具体的な計画が未定であるため、開催前の建築物の出現及び開催後における施設等の持続的稼働に係る環境影響評価や第 2 期工事に係る環境影響評価は、生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑、自然との触れ合い活動の場を除き、今後の計画の熟度に応じて検討を行い、別途実施する予定である。

表 4.4-1 抽出した環境影響要因

区分	環境影響要因		内容
開催前	恒設施設	施設の建設	掘削工事、躯体工事等に伴う影響
		工事用車両の走行	建設工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響
		建設機械の稼働	建設工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響
		建築物の出現	建設工事終了後の建築物の出現や建築物の存在に伴う影響
	仮設工作物	施設の建設	掘削工事、躯体工事等に伴う影響
		工事用車両の走行	建設工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響
		建設機械の稼働	建設工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響
		建築物の出現	建設工事終了後の仮設工作物の出現や仮設工作物の存在に伴う影響
開催中	競技の実施		競技の実施に伴う影響
	大会の運営		大会開催中の関係車両の発生集中交通、会場設備等の稼働、その他大会の運営に伴う影響
開催後	仮設工作物	解体工事	東京 2020 大会の仮設工作物の解体工事に伴う影響
		工事用車両の走行	解体工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響
		建設機械の稼働	解体工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響
	恒設施設	設備等の持続的稼働	東京 2020 大会後の施設の継続的利用に伴う影響

注) 網掛けは、本評価書案では対象としない環境影響要因を示す。

選定した環境影響評価の項目は、表 4.4-2(1)及び(2)に、選定した理由は、表 4.4-3 に、選定しなかつた理由は、表 4.4-4(1)及び(2)に示すとおりである。

表 4.4-2(1) 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連

環境影響評価の項目		環境影響要因 予測事項	区分	開催前			開催中		開催後			
			施設の建設 (仮設除く)	工事用車両の走行 (仮設除く)	建設機械の稼働 (仮設除く)	建築物の出現 (仮設除く)	競技の実施	大会の運営	解体工事	工事用車両の走行	建設機械の稼働	設備等の持続的稼働
環境項目	主要環境	大気等	・ 大気等の状況の変化の程度 ・ アスリートへの影響の程度		○	○		○		○	○	
		水質等	・ 水質の変化の程度 ・ アスリートへの影響の程度									
		土壌	・ 土壌汚染物質の変化の程度 ・ 地下水及び大気への影響の可能性の有無 ・ 汚染土壌の量	○							○	
	生態系	生物の生育 ・ 生息基盤	・ 生物・生態系の賦存地の改変の程度 ・ 新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度	○							○	○
		水循環	・ 地下水涵養能の変化の程度 ・ 地下水の水位及び流動の変化の程度 ・ 溢水流量の変化の程度									
		生物・生態系	・ 陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度 ・ 陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度 ・ 水生生物相の変化の内容及びその程度 ・ 生育・生息環境の変化の内容及びその程度 ・ 生態系の変化の内容及びその程度 ・ 重要な生物・生態系の保護・保全地域等に与える影響の程度 ・ アスリートへの生物等の影響の程度	○							○	○
		緑	・ 植栽内容の変化の程度及び緑の量の変化の程度	○								○
	生活環境	騒音・振動	・ 工事用車両の走行による道路交通騒音及び振動 ・ 関係者等の移動による道路交通騒音及び振動 ・ 建設機械等の騒音及び振動 ・ 会場設備等からの騒音及び振動 ・ 競技実施に伴う騒音及び振動		○				○			
		日影	・ 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度 ・ 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度 ・ 日照阻害が生じる又は改善する住宅戸数及び既存植物			○						○
	アメニティ・文化	景観	・ 主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度 ・ 景観形成特別地区の景観阻害又は貢献の程度 ・ 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 ・ 貴重な景勝地の消滅の有無又は改変の程度 ・ 圧迫感の変化の程度 ・ 緑視率の変化の程度 ・ 景観阻害要因の変化の程度			○						○
		自然との触れ合い活動の場	・ 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度 ・ 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度 ・ 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度	○						○	○	○

注1)○は、環境影響評価を行う事項を示す。

2)濃い網掛け(■)は、東京2020大会全体としての広域的な視点により評価する事項、または、今後競技を対象とした環境影響評価の際に検討を行う事項であるため、本書では対象としないことを示す。

3)薄い網掛け(□)は、具体的な計画が未定であり、今後の計画の熟度に応じて別途検討を行うため、本書では対象としない事項を示す。なお、薄い網掛けにおける○は、調査計画書において選定した事項を示す。

表 4.4-2(2) 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連

環境影響評価の項目		環境影響要因 予測事項	区分		開催前		開催中		開催後		
			施設の建設(仮設除く)	工事用車両の走行(仮設除く)	建設機械の稼働(仮設除く)	建築物の出現(仮設除く)	競技の実施	大会の運営	解体工事	工事用車両の走行	建設機械の稼働
環境項目	アメニティ・文化	歩行者空間の快適性	・ 緑の程度 ・ 歩行者及びアスリートが感じる快適性の程度					○			○
		史跡・文化財	・ 会場事業地内の文化財等の現状変更の程度及びその周辺地域の文化財等の損傷等の程度 ・ 文化財等の周辺の環境の変化の程度 ・ 埋蔵文化財包蔵地の改変の程度 ・ 会場事業計画地周辺の文化財等の保護・保全対策の程度 ・ 文化財等の回復の程度					○			○
	資源・廃棄物	水利用	・ 水の効率的利用への取組・貢献の程度					○			○
		廃棄物	・ 廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等	○				○	○		○
		エコマテリアル	・ エコマテリアルの利用への取組・貢献の程度	○				○			
	温室効果ガス	温室効果ガス	・ 温室効果ガスの排出量及びその削減の程度					○			○
		エネルギー	・ エネルギーの使用量及びその削減の程度					○			○
社会経済項目	土地利用	土地利用	・ 自然地の改変・転用の有無及びその程度 ・ 未利用地の解消の有無及びその程度								
		地域分断	・ 生活動線の分断又は進展の有無及びその規模、範囲、時間及び程度								
		移転	・ 施設整備等による住宅、店舗等の移転の規模、範囲及び程度								
	社会活動	スポーツ活動	・ 国際レベルのスポーツ施設の充足、地域スポーツ団体やスポーツ参加者の増減など、スポーツ活動への影響の内容とその程度								
		文化活動	・ 文化活動拠点の増減、国際交流の活発化、情報提供のバリアフリー化の進展など、文化活動への影響の内容及びその程度								
	参加・協働	ボランティア	・ ボランティア活動の内容とその程度								
		コミュニティ	・ 地域のコミュニティの形成及び活動並びに企業の地域コミュニティへの貢献度等の内容とその程度								
		環境への意識	・ 都民等の環境への関心及び意識の内容とその程度 ・ 意識啓発のための機会の増減								
	安全・衛生・安心	安全	・ 危険物施設等からの安全性の確保の程度 ・ 移動の安全のためのバリアフリー化の程度					○			○
			・ 電力供給の安定度 ・ 飲料水、食品等についての安全性の確保の程度					○			○
		消防・防災	・ 耐震性の程度 ・ 津波対策の程度 ・ 防火性の程度					○			○
								○			○
								○			○
交通	交通渋滞	・ 交通量及び交通流の変化の程度	○						○		
	公共交通へのアクセスibility	・ 会場から公共交通機関までのアクセス性の変化の程度					○				
	交通安全	・ 交通安全の変化の程度	○				○		○		
	経済波及	・ 経済効果、新規ビジネスの創出及び既存ビジネスへの影響の内容並びにその程度									
	雇用	・ 創出又は消失すると思われる雇用の種類、雇用期間、雇用者数、雇用者構成等									
経済	事業採算性	・ 会場ごとの施設整備費、運営経費及びそれらの削減の程度									

注1)○は、環境影響評価を行う事項を示す。

2)濃い網掛け(■)は、東京2020大会全体としての広域的な視点により評価する事項、または、今後競技を対象とした環境影響評価の際に検討を行う事項であるため、本書では対象としないことを示す。

3)薄い網掛け(□)は、具体的な計画が未定であり、今後の計画の熟度に応じて別途検討を行うため、本書では対象としない事項を示す。なお、薄い網掛けにおける○は、調査計画書において選定した事項を示す。

表4.4-3 選定した項目及びその理由

項目	選定した理由
大気等	大気等に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前における工事用車両の走行、建設機械の稼働が考えられる。 予測事項は、「大気等の状況の変化の程度」とする。
土壤	土壤に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前における施設の建設が考えられる。 予測事項は、「土壤汚染物質の変化の程度」とする。 なお、「地下水及び大気への影響の可能性の有無」及び「汚染土壤の量」は、現時点では工事に伴う汚染土壤の状況が不明なため、フォローアップ報告書において汚染土壤の量、地下水及び大気への影響の可能性の有無を明らかにする。
生物の生育・生息基盤	生物の生育・生息基盤に影響を及ぼす要因としては、開催前における施設の建設、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「生物・生態系の賦存地の改変の程度」、「新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度」とする。
生物・生態系	生物・生態系に影響を及ぼす要因としては、開催前における施設の建設、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度」、「陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度」、「生育・生息環境の変化の内容及びその程度」、「生態系の変化の内容及びその程度」とする。 なお、「水生生物相の変化の内容及びその程度」は、水生生物の生息地が計画地に存在しないため、予測事項としない。また、「重要な生物・生態系の保護・保全地域等に与える影響の程度」は、計画地及びその周辺に重要な生物・生態系の保護・保全地域が存在しないことから、予測事項としない。
緑	緑に影響を及ぼす要因としては、開催前における施設の建設、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「植栽内容の変化の程度及び緑の量の変化の程度」とする。
騒音・振動	騒音・振動に影響を及ぼす要因としては、開催前における工事用車両の走行、建設機械の稼働が考えられる。 予測事項は、「工事用車両の走行による道路交通騒音及び振動」、「建設機械等の騒音及び振動」とする。
自然との触れ合い活動の場	自然との触れ合い活動の場に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前における施設の建設、工事用車両の走行、建設機械の稼働、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度」、「自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度」、「自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度」とする。
廃棄物	廃棄物を排出するおそれのある要因としては、開催前における施設の建設が考えられる。 予測事項は、「廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等」とする。
エコマテリアル	エコマテリアルを利用する要因としては、開催前における施設の建設が考えられる。 予測事項は、「エコマテリアルの利用への取組・貢献の程度」とする。
交通渋滞	交通渋滞に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前における工事用車両の走行が考えられる。 予測事項は、「交通量及び交通流の変化の程度」とする。
交通安全	交通安全に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前における工事用車両の走行が考えられる。 予測事項は、「交通安全の変化の程度」とする。

表 4.4-4(1) 選定しなかった項目及びその理由

項目	選定しなかった理由
水質等	施設の建設及び運営に伴う排水は、下水排除基準を遵守した上で公共下水道に放流される。このことから、公共用水域及び地下水の水質等に影響を及ぼすおそれはない。
水循環	計画建築物は、地下水流动に影響を及ぼすような地下構造物は設置しない。また、世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱（平成 22 年 22 世土計第 204 号）に則り雨水浸透対策を実施するため、水循環に影響を及ぼすおそれはない。 なお、施設の改修整備に伴い既設井戸の移設を予定しているが、施設全体としての揚水量は現状と同等程度であり、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく揚水量の規制基準内とすること、現状において計画地周辺での地盤変動量はほとんどみられないこと（調査計画書 p. 64 参照）から、地下水に著しい影響を及ぼすおそれはない。
日影	現時点では、建築物の諸元が未定であることから、今後の計画の熟度に応じて、建築物の諸元も勘案し、改めて環境影響評価の項目の検討を行う。
景観	現時点では、建築物の諸元が未定であることから、今後の計画の熟度に応じて、建築物の諸元も勘案し、改めて環境影響評価の項目の検討を行う。
歩行者空間の快適性	計画地は馬事公苑内に位置しており、工事中は閉苑となるため一般利用者は来苑しない。
史跡・文化財	計画地内に史跡・文化財及び既知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。 なお、工事の実施に伴い新たに史跡・文化財が確認された場合には、フォローアップ報告書において明らかにする。
水利用	現時点では、建築物の諸元が未定であることから、今後の計画の熟度に応じて、建築物の諸元も勘案し、改めて環境影響評価の項目の検討を行う。
温室効果ガス	建設機械の稼働に伴う温室効果ガスについては、限られた工事期間内・敷地内での稼働であり、本事業による影響は小さいと考えられることから選定しない。また、現時点では、建築物の諸元が未定であることから、今後の計画の熟度に応じて、建築物の諸元も勘案し、改めて環境影響評価の項目の検討を行う。
エネルギー	建設機械の稼働に伴うエネルギーについては、限られた工事期間内・敷地内での稼働であり、本事業による影響は小さいと考えられることから選定しない。また、現時点では、建築物の諸元が未定であることから、今後の計画の熟度に応じて、建築物の諸元も勘案し、改めて環境影響評価の項目の検討を行う。
土地利用	計画地は馬事公苑内に位置しており、土地利用の変化は生じない。
地域分断	計画地は馬事公苑内に位置しており、新たな地域分断は生じない。
移転	計画地は馬事公苑内に位置しており、移転は生じない。
スポーツ活動	東京 2020 大会の実施がスポーツ活動に及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
文化活動	東京 2020 大会の実施が文化活動に及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
ボランティア	東京 2020 大会の実施がボランティア活動に及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
コミュニティ	東京 2020 大会の実施が地域のコミュニティに及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
環境への意識	東京 2020 大会の実施が環境への意識に及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
安全	現時点では、建築物の諸元が未定であることから、今後の計画の熟度に応じて、建築物の諸元も勘案し、改めて環境影響評価の項目の検討を行う。
衛生	東京 2020 大会の実施における飲料水や食品等についての安全性については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
消防・防災	現時点では、建築物の諸元が未定であることから、今後の計画の熟度に応じて、建築物の諸元も勘案し、改めて環境影響評価の項目の検討を行う。
公共交通へのアクセシビリティ	計画地は馬事公苑内に位置しており、工事中は閉苑となるため一般利用者は来苑しない。

表 4.4-4(2) 選定しなかった項目及びその理由

項目	選定しなかった理由
経済波及	東京 2020 大会の実施による経済波及効果については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
雇用	東京 2020 大会の実施による雇用への影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
事業採算性	東京 2020 大会の実施による事業採算性については、全体計画の環境影響評価の中で個々の会場ごとに評価する。

## 4.5 環境及び社会経済に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」（平成 28 年 6 月 東京都環境局）に基づき、事業計画の内容や計画地及び周辺の状況を考慮したうえで、環境影響評価の項目を選定し、現況調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表 4.5-1(1)～(4)に示すとおりである。

なお、本実施段階環境アセスメントは、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」に基づき、馬事公苑の整備主体である日本中央競馬会の協力のもと、東京 2020 大会の開催都市である東京都が実施したものである。

表 4.5-1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気等	<p>ア. 工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の変化の程度 予測した二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間 98% 値)に変換した値は 0.036～0.041ppm であり、評価の指標(環境基準(日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下))を満足する。工事用車両の走行に伴う寄与率は 0.8～1.4% である。 また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は 0.049mg/m<sup>3</sup> であり、評価の指標(環境基準(0.1mg/m<sup>3</sup>))を満足する。工事用車両の走行に伴う寄与率は 0.1%未満である。</p> <p>イ. 建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の変化の程度 予測した二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間 98% 値)に変換した値は 0.046ppm であり、評価の指標(環境基準(日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下))を満足する。建設機械の稼働に伴う寄与率は 35.7% である。 また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は 0.052mg/m<sup>3</sup> であり、評価の指標(環境基準(0.1mg/m<sup>3</sup>))を満足する。建設機械の稼働に伴う寄与率は 8.9% である。</p>
2. 土壤	<p>計画地の一部は、土地利用の履歴等の調査結果によると土壤汚染のおそれがあると判断された。そのため、事業の実施に伴う土地改変にあたっては、土壤汚染対策法及び環境確保条例に基づく手続きを行い、適切に対応する。 また、工事中に汚染土壤が確認された場合には、土壤汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号。以下「環境確保条例」という。)に則り、汚染物質の種類、汚染土壤の量等を明らかにし、関係機関と調整を行ったうえで適切な飛散・拡散の防止対策をとった汚染拡散防止措置を実施するとともに、その内容をフォローアップ報告書において明らかにする。</p>
3. 生物の生育 ・生息基盤	<p>事業の実施により、計画地内の植栽樹群の一部が改変され、生物・生態系の賦存地への影響が生じる。 事業の実施に当たっては、高木が生育する主要な生物・生態系の賦存地である武藏野自然林や外周部樹林帯を保全し、苑内については可能な限り既存樹木を残す計画としている。また、苑内的一部の樹木は移植を行いつつ、適宜、新植樹木を配植して緑量を確保する計画としている。新たに創出する緑地は、苑内で親しまれてきたお花畠やウメ、サクラ、メインアリーナやグラスアリーナ周辺のフジ等を集約し、一年を通じて見どころのある広場とする四季の広場のほか、原っぱ広場・子ども広場として拡がりのある大きな草地の広場を設ける計画としている。 緑化計画については地上部緑化等により世田谷区みどりの基本条例(平成 17 年世田谷区条例第 13 号)における基準緑化を満たし、北エリアで約 49,700m<sup>2</sup>、南エリアで約 5,330m<sup>2</sup>、公和寮エリアで約 860m<sup>2</sup>とする計画としている。新たに整備される緑地帯や四季の広場には、植栽基盤(土壤)を整備し、既存樹移植や新たな植栽を施す計画としており、植栽樹の生育に伴う落葉等により、新たな土壤動物等の生息環境や植物の生育基盤が形成される。 以上のことから、計画地における生物・生態系の賦存地は維持され、評価の指標(生物・生態系の賦存地の現況)は満足するものと考える。</p>

表 4.5-1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
4. 生物・生態系	<p>施設の建設に伴い、計画地内の動植物の生育・生息環境となる樹木等の伐採や土壤の改変が行われる。</p> <p>事業の実施に当たっては、武蔵野自然林や外周部樹林帯は、保全エリアとして樹木保全を行う計画としている。苑内については可能な限り既存樹木を残す計画とし、一部の樹木は移植を行いつつ、適宜、新植樹木を配植して緑量を確保する計画としている。また、確認された重要な植物のうち、改変区域に生育するギンラン、キンラン、クゲヌマランの注目される植物3種を保全エリア内に移植する計画としている。</p> <p>緑化計画については地上部緑化等により世田谷区みどりの基本条例(平成 17 年世田谷区条例第 13 号)における基準緑化を満たし、北エリアで約 49,700m<sup>2</sup>、南エリアで約 5,330m<sup>2</sup>、公和寮エリアで約 860m<sup>2</sup>とする計画としている。また、新たに整備される緑地帯や四季の広場には、植栽基盤(土壤)を整備し、既存樹移植や新たな植栽を施す計画としており、新たな動植物の生育・生息環境が創出される。</p> <p>さらに、日本庭園の池付近で確認されたニホンイシガメ、クサガメ及び池に生息するコイ等の魚類は、日本中央競馬会の所有する別施設の池に移植する計画としている。また、新設する池周辺には、日本庭園付近で確認されたハングショウ、ホトトギス、カキツバタ、シランの植栽種を植栽する計画としている。</p> <p>以上のことから、計画地における生物の生育・生息環境は一部減少するものの、計画地周辺も含めた地域としての生物・生態系の現況は維持され、評価の指標(生物・生態系の現況)は満足するものと考える。</p>
5. 緑	<p>事業の実施に伴い、計画地内の植栽樹群の一部が改変され、植栽内容及び緑への影響が生じる。事業の実施に当たっては、落葉広葉樹を主体とした多様な植物の生育する武蔵野自然林を保全するほか、常緑針葉樹や常緑広葉樹の高木がまとまって生育する外周部樹林帯を保全し、苑内については可能な限り既存樹木を残す計画としている。また、苑内的一部の樹木は移植を行いつつ、適宜、新植樹木を配植して緑量を確保する計画としている。</p> <p>本事業では、緑化計画については地上部緑化等により世田谷区みどりの基本条例(平成 17 年世田谷区条例第 13 号)における基準緑化を満たす計画であり、北エリアで約 49,700m<sup>2</sup>、南エリアで約 5,330m<sup>2</sup>、公和寮エリアで約 860m<sup>2</sup>とする計画としている。また、新たに整備される緑地帯や四季の広場には、既存樹移植や新たな植栽を施す計画としており、多様な植栽を施す計画としている。</p> <p>以上のことから、評価の指標(法令等の緑化面積基準等)は満足するものと考える。</p>
6. 騒音・振動	<p>[工事用車両の走行に伴う道路交通騒音及び振動の程度]</p> <p>ア. 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音</p> <p>工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(<math>L_{Aeq}</math>)は、工事用車両以外の将来基礎交通量の騒音レベルと合わせて、No.1 にて昼間 67dB、No.2 にて昼間 66dB、No.3 にて昼間 65dB、No.4 にて 68dB、No.5 にて昼間 65dB であり、No.1～No.3 地点において評価の指標(環境基準(No.1 及び No.2 は昼間 70dB、No.3 は昼間 65dB))を満足し、No.4 及び No.5 地点にて評価の指標(環境基準(昼間 60dB))を満足しない。このうち、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの增加分は、1dB 未満である。</p> <p>工事の実施に当たっては、低公害型の工事用車両を極力採用し、適切なアイドリングストップ等のエコドライブ及び定期的な整備・点検の実施を周知・徹底する。また、周辺道路の交通量等の状況に応じ、適切なルートを選択することにより、周辺環境への影響を極力小さくする。</p> <p>イ. 工事用車両の走行に伴う道路交通振動</p> <p>工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベル(<math>L_{10}</math>)は、No.1 にて昼間 50dB、夜間 51dB、No.2 にて昼間 45dB、夜間 42dB、No.3 にて昼間 44dB、夜間 40dB、No.4 にて 53dB、夜間 49dB、No.5 にて昼間 58dB、夜間 52dB であり、評価の指標(規制基準(No.1、No.4 及び No.5 は昼間 60dB、夜間 55dB、No.2 及び No.3 は昼間 65dB、夜間 60dB))を満足する。工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、昼間にて 1 未満～1dB、夜間にて 1 未満～2dB である。</p> <p>[建設機械の稼働に伴う騒音及び振動の程度]</p> <p>ア. 建設機械の稼働に伴う騒音</p> <p>建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベル(<math>L_{A5}</math>)は、計画地の北エリア東側敷地境界付近において、最大 77dB であり、評価の指標(「指定建設作業に係る騒音の勧告基準」(80dB))を満足する。</p> <p>イ. 建設機械の稼働に伴う振動</p> <p>建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベル(<math>L_{10}</math>)は、計画地の北エリア南側敷地境界において、最大 65dB であり、評価の指標(「指定建設作業に係る振動の勧告基準」(70dB))を満足する。</p>

表 4.5-1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
7. 自然との 触れ合い活動の場	<p>[自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度]</p> <p>事業の実施により、お花畑や広場、日本庭園等の一部は改変されるものの、武蔵野自然林や外周部樹林帯を保全エリアとして樹木保全を行う計画としている。また、世田谷区みどりの基本条例(平成 17 年世田谷区条例第 13 号)における基準緑化を満たす計画であり、苑内的一部の樹木は移植を行いつつ、適宜、新植樹木を配植して緑量を確保する計画としている。さらに、苑内で親しまれてきたお花畑やウメ、サクラ、メインアリーナやグラスアリーナ周辺のフジ等については、一年を通じて見どころのある四季の広場として集約し、正門から近く利便性の高い位置に広域避難場所としても活用できる大きな草地の原っぱ広場・子ども広場を設ける計画としていることから、新たな自然との触れ合い活動の場が創出される。</p> <p>以上のことから、現況の計画地内の自然との触れ合い活動の場は改変されるものの、開催後には新たな自然との触れ合い活動の場が創出され、周辺の自然との触れ合い活動の場とともに一体的に利用され、評価の指標(自然との触れ合い活動の場及び自然との触れ合い活動の現況)を満足するものと考える。</p> <p>[自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度]</p> <p>施設の建設に伴う、建設機械の稼働、工事用車両の走行により、計画地周辺における自然との触れ合い活動が阻害されるおそれがあるが、建設機械の平準化等のミティゲーションを実施することにより、その影響を低減する。</p> <p>また、これまで苑内で親しまれてきたお花畑やウメ、サクラ、メインアリーナやグラスアリーナ周辺のフジ等について、人の回遊性に配慮した四季の広場として集約する計画としている。さらに、正門から近く利便性の高い位置に、原っぱ広場・子ども広場として拡張のある大きな草地の広場を設けることで、馬と人にとってフレキシブルな空間を整備する計画としていることから、利用者の利便性が向上するものと予測する。</p> <p>以上のことから、計画地内に新たに創出される自然との触れ合い活動の場は、周辺の自然との触れ合い活動の場とともにその活動を促進することから、評価の指標(自然との触れ合い活動の場及び自然との触れ合い活動の現況)を満足するものと考える。</p> <p>[自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度]</p> <p>施設の建設に伴う工事用車両の走行により、自然との触れ合い活動の場までの利用経路に影響を及ぼすおそれがあるが、周辺の自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう、工事用車両の出入り口には交通整理員を配置する予定である。</p> <p>また、計画地周辺の自然との触れ合い活動の場への利用経路は、いずれも近接する駅等から歩道や歩道橋によって歩車分離が確保されていることから、一般歩行者の通行は現状と変化しないものと考える。</p> <p>以上のことから、周辺の自然との触れ合い活動の場までの利用経路は維持され、評価の指標(自然との触れ合い活動の場及び自然との触れ合い活動の現況)を満足するものと考える。</p>
8. 廃棄物	<p>[施設の建設に伴う廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等]</p> <p>ア. 伐採樹木の発生量</p> <p>伐採樹木については、中間処理施設へ搬出し、チップ化によるマテリアルリサイクルとしての利用を検討する計画としている。</p> <p>以上のことから、評価の指標(「建設リサイクル推進計画 2014」(平成 26 年9月 国土交通省))は満足するものと考える。</p> <p>イ. 建設発生土・建設汚泥の発生量</p> <p>建設発生土については、受入れ機関の受入れ基準への適合及び建設発生土受入地等における有効利用量を確認した上で場外搬出することにより適正な廃棄物処理を行い、建設汚泥については、産業廃棄物として再資源化施設への搬出等による適正処理を行う計画としている。</p> <p>以上のことから、評価の指標(「建設リサイクル推進計画 2014」(平成 26 年9月 国土交通省))は満足するものと考える。</p> <p>ウ. 建設工事に伴い生じる廃棄物の発生量</p> <p>建設工事に伴い生じる建設廃棄物については、分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図る計画としている。</p> <p>以上のことから、評価の指標(「建設リサイクル推進計画 2014」(平成 26 年9月 国土交通省))は満足するものと考える。</p>
9. エコマテリアル	<p>建設工事にあたっては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成 28 年2月2日変更閣議決定)等に基づき、建設資材等の環境物品等(再生骨材コンクリート等)の調達や環境影響物品等の使用抑制を図ることから、エコマテリアルの利用が図られると考える。</p> <p>以上のことから、エコマテリアルの活用が図られ、評価の指標(標準的なエコマテリアルの活用水準として、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成 28 年2月2日変更閣議決定)の水準)を満足するものと考える。</p>

表 4.5-1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
10. 交通渋滞	<p>周辺交通量に対して工事用車両台数が 164 台/日増加するが、周辺交通量に占める工事用車両台数の割合はわずかである。</p> <p>工事用車両の走行や走行ルートの計画に際しては、交通渋滞による影響を軽減するために、走行ルートを複数のルートに分散させること、工事用車両の出入口に交通整理員を配置すること、市街地での待機や違法駐車禁止を徹底すること、工事工程を可能な限り平準化すること等により、計画地周辺の車両の通行に支障を与えないよう十分な配慮を行い、工事を実施する計画としていることから、評価の指標(交通流の現況)は満足するものと考える。</p>
11. 交通安全	<p>工事用車両の走行ルートは、ほとんどがマウントアップ、ガードレール等の安全施設により歩車動線が分離されているが、計画地北側の特別区道において一部歩車道線が分離されていない箇所がある。</p> <p>計画地周辺の通学路の一部は、工事用車両が走行する計画であるが、計画地北側の特別区道の一部を除いてマウントアップ、ガードレール等の安全施設により歩車動線が分離されているほか、通学路と工事用車両の走行ルートが交差する交差点においては、歩行者用の信号や横断歩道が整備されている。また、計画地北側の特別区道においては交通整理員を配置するなど、特に交通安全に配慮する計画となっている。</p> <p>使用する工事用車両の出入口には、交通整理員を配置する予定とし、計画地周辺の一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮する計画とするほか、安全運転を徹底する。また、工事用車両が児童の登校時間帯の通学路や計画地北側特別区道を走行する際には、特に安全走行を徹底する計画としている。</p> <p>以上のことから、工事用車両の走行に伴い、現況の歩車動線分離が変化することはなく、評価の指標(歩車動線分離の現況)は満足するものと考える。</p>

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図を使用したものである。

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認（平成24閏公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2,500）を複製（28都市基交第100号）して作成したものである。  
無断複製を禁ずる。

---

平成 28 年 9 月発行

登録番号 (27) 38

## 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会

### 実施段階環境影響評価書案

#### 概要版

(馬事公苑)

編集・発行 東京都オリンピック・パラリンピック準備局  
大会施設部調整課  
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号  
電話 03(5320)7737

---

内容についてのお問い合わせは上記へお願いします。

